

税源移譲時の年度間の所得変動にかかる経過措置について 申告により市・県民税が減額になる場合があります 対象と思われる人には6月下旬に申告書を送付しています

申告期間

7月1日(火)

31日(木)

国から地方への税源移譲により、所得税の税率は下がり、市・県民税の税率は上がりました。その結果、平成18年分の所得はあったが、平成19年分の所得がなくなった人は、市・県民税の増加の影響のみを受ける場合があります。

そのため、一定の条件を満たす人には、申告により平成19年度分の市・県民税から税源移譲により増額となった市・県民税相当額を減額(既に納付済みの人は還付)する経過措置が設けられました。

対象となる人

平成18年分は所得税が課税されたが、平成19年分は所得税が課税されなかった納税義務者(出産や病気のため長期休職していた人・会社を退職した人・自営業で所得が激減した人など)が対象となります。

ただし、平成19年中に亡くなった人や、海外に転出して平成20年1月1日現在国内に住所がない人、住宅ローン控除・寄附金控除(税額控除)などによって平成19年分の所得税が課税されなかった人は対象となりません。

申請手続き

減額や還付を受けるには「市・県民税減額申告書」の提出が必要です。

申告先 平成19年度分の市・県民税を課税した平成19年1月1日に住んでいた市町村

三原市では

対象と思われる人には、6月下旬に申告書を送付しています。申告期間内に市民税課(市役所本庁2階)または各支所の地域振興課で申告してください。(土・日曜日、祝日を除く)

※提出された「申告書」が減額・還付の条件に該当すれば市・県民税の減額・還付の手続きをします。

※申告書は市民税課と各支所の地域振興課にも用意しています。

問い合わせ先 市民税課(☎0848⑥76031FAX0848⑥76132)

省エネのために改修工 を行なった既存住宅

固定資産税を減額します

平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事を行なった場合、翌年度分の固定資産税を3分の1(1戸当たり120㎡までを限度)減額します。

対象となる要件

○平成20年1月1日以前から所在する住宅(賃貸住宅を除く)

○次の①～④の工事。ただし

①を含む工事であること

①窓の断熱改修工事

②床の断熱改修工事

③天井の断熱改修工事

④壁の断熱改修工事

○改修工事にかかった費用の合計が30万円以上であること

○現行の省エネ基準に新たに適合すること

申請手続き

省エネ改修工事後、3か月以内に申請してください。

※登録された建築士事務所に



問い合わせ先

資産税課(☎0848⑥76032FAX0848⑥76132)

属する建築士、指定確認検査機関、または登録住宅性能評価機関による熱損失防止改修工事証明書の添付が必要です。

